

介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備並びに運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」の規定に基づき、介護予防通所リハビリテーション契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 事業所の概要

(1) 法人の名称

法人名 医療法人ガラシア会
代表者氏名 理事長 前田 万葉
法人所在地 大阪府箕面市粟生間谷西6丁目14番1号

(2) 事業所の名称

事業所名 介護老人保健施設ニューライフガラシア
開設年月日 平成10年5月1日
代表者氏名 施設長 阿曾沼 克弘
事業所所在地 大阪府箕面市粟生間谷西6丁目14番1号
連絡先 電話 072-729-2346 Fax 072-729-7951
介護保険指定番号 大阪府指定 2751480035

(3) 介護予防通所リハビリテーションの目的

介護予防通所リハビリテーションは、介護保険法令の趣旨に従って、要支援状態と認定された利用者が通所することにより、その有する能力の維持回復を図り、利用者が可能な限り自宅で、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

(4) 当事業所の基本理念

私たちはキリストの慈しみの心にならい、一人ひとりのかけがえのない人格と生命を尊重し、介護を必要とするすべての人に最善を尽くします。

<基本方針>

- ・一人ひとりの声を聴き、利用者の望まれる在宅生活をめざします。
- ・利用者に寄り添う心を大切にし、療養生活が安全で楽しいものになるよう努めます。
- ・専門的知識と技術の向上に努め、多職種チームで質の高いケアを提供します。
- ・ご家族、地域から信頼される施設をめざし、健全な経営に努めます。

2 利用対象者

当事業所に通所できるのは、介護保険制度における要支援認定において、要支援状態と認定された方です。病院や施設を退院、退所後、自宅で生活されている方で、看護や医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他身の回りのお世話が必要な方が利用して頂けます。

3 通所定員

通所定員 35名

なお、この定員の中には通所リハビリテーションを利用される方も含まれます。

4 実施日及び実施時間

(1) 介護予防通所リハビリテーションの実施日は、次にあげる日以外の日とします。但し、施設管理者が特に必要があると認めるときには、これを変更し、休止することがあります。

- ① 日曜日
- ② 年末年始 12月30日～1月3日

(2) 介護予防通所リハビリテーションの実施時間は8時30分から17時10分です。但し、業務上施設管理者が、必要があると認めるときは、あらかじめこれを変更することがあります。

5 通常の事業の実施地域

介護予防通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域は、箕面市内及び豊中市・池田市吹田市・茨木市の箕面市に隣接する地域です。

6 事業所の職員体制

(1) 職員の配置

職 種	実配置人数	基 準 人 員 数	主な職務内容
医 師	1	1	日常的な健康管理、診療
看護職員	1	4.0	介護予防通所リハビリテーション計画に基づく、看護及び日常生活の援助
介護職員	4以上		介護予防通所リハビリテーション計画に基づく、介護及び日常生活の援助
支援相談員	1.5	1	支援相談業務及び居宅介護支援事業所等や市町村との連携
理学・作業療法士	1以上	0.4	リハビリテーション実施計画書の作成、機能訓練の実施
管理栄養士	1	1	栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
事務職員	1以上		施設の運営全般の事務

* 上記の職員配置は介護老人保健施設通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを含んだ人数で、介護保険法の指定基準を遵守しています。

* 医師、管理栄養士、支援相談員、事務職員は介護老人保健施設サービスの業務を兼務しています。

(2) 主な職員の勤務体制

職 種	勤務時間	人数
医 師	月～金 8時30分～17時10分 水土 8時30分～12時30分	1人
看護職員	月～土 9時30分～16時00分	1人

介護職員	月～金 8時30分～17時10分 土 8時30分～17時10分	4人 3人
理学・作業療法士	月～土 11時00分～15時00分	1人
管理栄養士	月～金 8時30分～17時10分	1人
支援相談員	月～金 8時30分～17時10分	1人

*標準的な時間帯における最低配置人数です。

7 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護予防通所リハビリテーションの内容

介護予防通所リハビリテーションは、現在の能力の維持回復を図り、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、利用者に関わる職員の協議によって作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて行われます。利用者の病状及び心身の状況に照らして医学的管理の下におけるリハビリテーションを行います。

① 食事

●利用者の病状、身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供しています。

●食事時間

昼食 12時00分～13時00分

② 入浴

一般浴槽と機械浴槽があります。

入浴は毎日実施しています。

③ 排泄

排泄の自立を援助するため、利用者の能力に応じた援助を行います。

④ 機能訓練

多職種協働によるリハビリテーション実施計画を作成し、利用者の心身状態に応じたリハビリテーションを行います。

⑤ 健康管理

医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥ 相談援助サービス

支援相談員が相談をお受けし、必要な援助を行います。

⑦ 送迎サービス

ご自宅から施設まで送迎いたします。原則として送迎車には介護職員も同乗します。

⑧ その他のサービス

趣味のサークル活動やレクレーション行事を催し、楽しみのある日常生活が送れるように援助します。

(2) 利用料金

利用者及び代理人は、連帯して当事業所に対し、契約に基づく介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額をお支払いください。

(3) お支払い方法

毎月 10 日に、前月料金の合計額の請求書を発行しますので、翌月の 10 日までにお支払いください。お支払いいただきましたら領収書を発行いたします。
お支払い方法は、現金、口座振替の 2 方法があります。

①預金口座振替

自動払込利用申込書にご記入の上、当事業所の事務所に提出して下さい。毎月 27 日の振替となりますので、前日までに預金口座に入金しておいて下さい。

②現金での支払い

窓口での支払い時間

月～金 8時30分～17時00分

土 8時30分～12時30分

8 サービス利用中の医療と緊急時の対応について

利用者のサービス利用中の日常的な医療については介護老人保健施設の医師が担当することになっています。施設医師の医学的判断により、当事業所における介護予防通所リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

また、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

●協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしています。

①協力医療機関

名 称	ガラシア病院
診療科	内科・循環器内科・神経内科・外科・整形外科 リハビリテーション科・麻酔科・精神科
住 所	箕面市粟生間谷西 6 丁目 14 番 1 号
電 話	072-729-2345

②協力歯科医療機関

名 称	黒木歯科医院
住 所	箕面市箕面 6 丁目 5 番 7 号
電 話	0120-489-648

9 契約の期間と終了について

(1) 契約期間

この契約の契約期間は契約締結の日から効力を有します。
但し、代理人に変更があった場合は、新たに契約を行うこととします。

(2) 利用者からの解約

利用者及び代理人は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本契約に基づく介護予防通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は、速やかに当事業所及び利用者の介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。

(3) 当事業所からの解除

当事業所は、利用者及び代理人に対し、以下の事項に該当する場合には、契約に基づく介護予防通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要介護と認定された場合
- ② 利用者が当事業所での介護予防通所リハビリテーションサービスを6ヶ月以上利用されない場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護予防通所リハビリテーションサービスの提供が困難と判断された場合
- ④ 利用者及び代理人が、契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

10 身体の拘束等

利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、通所者または他の通所者の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、家族の同意を得た上で、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、診療録に記録します。

11 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 施設長 阿曾沼克弘
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待を防止するために定期的に研修を実施しています。

12 秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人もしくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。

また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。利用終了後も同様の扱いとします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 介護予防支援事業所等との連絡
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否情報を行政に提供する場合等）

13 事故発生時の対応

サービスの提供等により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。

- ①施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ②当事業所は利用者の家族等、利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関、介護予防支援事業所等に対して速やかに連絡します。

14 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは職員にご相談ください。
- 喫煙は敷地内全面禁煙です。
- 指定の場所以外で火気の使用はできません。
- 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
- 所持品・備品等の持ち込みは職員に届け出てください。
- 金銭・貴重品の管理は利用者又はご家族でお願いします。
- 施設内へのペットの持ち込みはできません。同伴者とともに訪問される際には、事前にご相談下さい。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うことはできません。
- 他利用者に迷惑をかけないようにお願いいたします。

15 非常災害対策

消防法に規定される消防計画及び地震等に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

防災設備 スプリンクラー、非常階段、防火扉、シャッター、消火栓、誘導灯
 自動火災報知設備等

防火教育、消防訓練

- ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行っています。）
- ②利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
- ③非常災害用設備の使用方法の徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとっています。

16 要望及び苦情の相談

当事業所には支援相談の専門員として支援相談員、介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談員及び介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、下記窓口に申し出ることもできます。

●当事業所の窓口

介護老人保健施設ニューライフガラシア

〒562-8567 箕面市粟生間谷西6丁目14番1号

電話 072-729-2346 FAX 072-729-7951

受付時間 8:30~17:10（月~金）

8:30~12:30（土）

●市町村の窓口

箕面市ライフプラザ総合相談窓口

〒562-0014 箕面市萱野5丁目8番1号

電話 072-727-9500 FAX 072-727-3539

受付時間 8:45~17:15（土・日・祝を除く）

●大阪府国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口

大阪府国民健康保険団体連合会

大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内

電話 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝を除く）

●大阪府の窓口

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2番12号 別館7階

電話 06-6944-7106 FAX 06-6944-6670

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝を除く）

17 損害賠償について

- ① 介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に伴って当事業所の責任により利用者に生じた損害については、当事業所は利用者に対して、損害を賠償いたします。
- ② 利用者の責任において当事業所が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して当事業所に対して、損害を賠償していただきます。

18 重要事項説明の年月日

年 月 日

上記内容について、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に基づき、利用者説明を行いました。

所在地	大阪府箕面市粟生間谷西6丁目14番1号
事業所名	介護老人保健施設ニューライフガラシア
代表者名	施設長 阿曾沼 克弘 印
説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。その内容について同意します。

利用者	住所 _____
	氏名 _____ 印
代理人	住所 _____
	氏名 _____ 印

<別紙 2>

個人情報の利用目的

当施設では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者様等への介護・医療サービスの提供に必要な利用目的】

〔当施設内での利用目的〕

- 利用者様等に提供する介護・医療サービス
- 介護保険事務
- 利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
 - (ア) 入退所等の管理
 - (イ) 会計・経理事務
 - (ウ) サービス提供における事故等の報告
 - (エ) 介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を行う利用目的〕

- 当施設が利用者様等に提供する介護・医療サービスのうち
 - (ア) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - (イ) 他の医療機関等からの照会への回答
 - (ウ) 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - (エ) 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - (オ) 検体検査業務の委託その他の委託業務
 - (カ) ご家族様等への心身の状況説明
- 介護・医療保険事務のうち
 - (ア) 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - (イ) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

【上記以外の利用目的】

〔当施設内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - (ア) 介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
 - (イ) 施設内で行われる学生の実習への協力
 - (ウ) 施設内において行われる事例研究
 - (エ) 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
- 学会・学会誌等への発表
特定の利用者様・関係者様の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち、
 - (ア) 外部監査機関への情報提供